

大分県報

令和六年
号外（一七）
三月二十九日

（金曜日）

目次

規 則

賠償責任を有する職員を指定する規則の一部改正	一
大分県職員住宅管理規則の一部改正	一
大分県婦人更生資金貸付規則の廃止	二
大分県立自然公園条例施行規則等の一部改正	二
大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正	二
大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部改正	四
大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則の一部改正	四
大分県漁港管理条例施行規則の一部改正	四
遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正	六
漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則の一部改正	六
大分県建築基準法施行細則の一部改正	一
大分県収入証紙取扱規則の一部改正	一
大分県労働委員会事務局組織規則の一部改正	二

○規 則

賠償責任を有する職員を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第三号

賠償責任を有する職員を指定する規則の一部を改正する規則

賠償責任を有する職員を指定する規則（令和二年大分県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

本則中「第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の八第一項後段」に改め、本則第一号中「第二百四十三条の二の二第一項第一号」を「第二百四十三条の二の八第一項第一号」に改め、本則第二号中「第二百四十三条の二の二第一項第四号」を「第二百四十三条の二の八第一項第四号」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第四号

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

大分県職員住宅管理規則（昭和三十一年大分県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「親族」の下に「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者その他親族に準ずる者として別に定める者を含む。以下同じ。）」を加える。

別表第一の日田県職員アパート（ち号）の項を削る。

別表第二の佐伯教職員住宅（KRI号）の項を削る。

別表第三中

玖珠单身者住宅
日田県職員アパート （ち号）

を

玖珠单身者住宅

に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

大分県報号外（規則）

大分県婦人更生資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。
令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第五号

大分県婦人更生資金貸付規則を廃止する規則

大分県婦人更生資金貸付規則（昭和三十九年大分県規則第八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

大分県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第六号

大分県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

（大分県立自然公園条例施行規則の一部改正）

第一条 大分県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年大分県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第十号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第二十七号の六中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「指定された」を「決定された」に改め、同条第三十二号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（大分県自然環境保全条例施行規則の一部改正）

第二条 大分県自然環境保全条例施行規則（昭和四十八年大分県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（大分県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第三条 大分県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成十八年大分県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号ハ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条第一項若しくは第三項」に改め、同号ニ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十四条第一号ト中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条第一項若しくは第三項」に、「同条の」を「これらの」に改め、同号チ及びル中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同号ナ中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同条第七号ロ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「指定された」を「決定された」に改める。

第十九条第一号ハ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条第一項若しくは第三項」に、「同条の」を「これらの」に改める。

第二十六条第一項第二号ハ(1)中「漁港漁場整備法第五条」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第一項から第四項まで」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第七号

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十二年大分県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第七号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

別表第七のカドミウム及びその化合物の項中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改め、同表の六価クロム化合物の項中「〇・五ミリグラム」を「〇・二ミリグラム」に改め、同表のトリクロロエチレンの項中「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同表の一・一ジクロロエチレンの項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表の弗素含有量の項を次のように改める。

ほう素及びその化合物

海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきほう素一〇ミリグラム
海域に排出されるもの一リットルにつきほう素一三〇ミリグラム

別表第七に次のように加える。

ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきふっ素八ミリグラム 海域に排出されるもの一リットルにつきふっ素一五ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム

別表第七の備考3中「排水基準を定める総理府令の一部を改定する総理府令（平成五年総理府令第五十四号）附則別表」を「排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表」に、「同総理府令」を「同省令」に改め、同表中備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年環境省令第四号）附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定工場等に係る許容限度は、この表の規定にかかわらず、当該業種ごとにそれぞれ同省令附則別表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第八の一の表の亜鉛含有量の項中「五ミリグラム」を「二ミリグラム」に改め、同表の大腸菌群数の項を次のように改める。

大腸菌数	一ミリリットルにつき日間平均八〇〇コロニー形成単位
------	---------------------------

別表第八の一中備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定工場等に係る許容限度は、この表の規定にかかわらず、当該業種ごとにそれぞれ同省令附則別表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第八の二中「（化学的酸素要求量に限る。）」を削り、同表の付表中「排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令（平成五年総理府令第四十号）附則別表第二」を「排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）附則別表」に改め、「属する特定工場等にあつては」の下に「同表の上欄に掲げる項目につき」を加える。

別表第九の六価クロム化合物の項中「規格K〇一〇二の六十五・二・一」を「規格K〇一〇二一三の二十四・三・一」に、「規格K〇一〇二の六十五の備考十五のb）（第一段を除く。）及び規格K〇一〇二の六十五・一に定める方法」を「規格K〇一〇二一三の二十四・三・三・四のb）及び規格K〇一〇二一三の二十四・二（規格K〇一〇二一三の二十四・二・二は除く。）に定める方法」又は規格K〇一〇二一三の二十四・三・二に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、規格K〇一七〇一七の七のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）に、「〇・〇四ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」に改める。

別表第十五の кадмиウム及びその化合物の項中「〇・〇一ミリグラム」を「〇・〇〇三ミリグラム」に改め、同表の六価クロム化合物の項中「〇・〇五ミリグラム」を「〇・〇二ミリグラム」に改め、同表のトリクロロエチレンの項中「〇・〇三ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」に改め、同表の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・〇二ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」に改め、同表のシス―一・二―ジクロロエチレンの項を次のように改める。

一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつきシス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム
--------------	---

別表第十五に次のように加える。

ほう素及びその化合物	一リットルにつきほう素一ミリグラム
ふっ素及びその化合物	一リットルにつきふっ素〇・八ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇ミリグラム
塩化ビニルモノマー	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム

第一号様式別紙四―二中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十条第二項第七号の改正規定、別表第七の弗素含有量の項の改正規定及び同表に次のように加える改正規定、別表第八の大腸菌群数の項の改正規定並びに第一号様式別紙四―二の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に設置されている大分県生活環境の保全等に関する条例（平成十

一年大分県条例第四十七号）第二条第七号の特定工場等（設置の工事がなされている工場等を含む。）の排水のカドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン並びに亜鉛含有量についての規制基準は、この規則の施行の日から六月間（当該工場等が水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第三に掲げる施設を設置している場合にあつては、一年間）は、この規則による改正後の大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第七及び別表第八の規定にかかわらず、なお従前の例による。

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第八号

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則（平成十八年大分県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の三中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表の十三中「並びに」の下に「同法」を加える。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第九号

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（令和四年大分県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

大分県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第十号

大分県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

大分県漁港管理条例施行規則（昭和三十四年大分県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「漁港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に改める。

第一号様式中

「
第一号様式中
住 所
氏 名
氏 名
を

「
住 所
氏 名
氏 名
を
（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）」

「
住 所
氏 名
氏 名
を
（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」

第二号様式中

「
住 所
氏 名
氏 名
を

「
住 所
氏 名
氏 名
を
（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）」

〔在地並びに代表者の氏名〕

「届出者 住所 氏名

（法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地）

に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第十一号

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成十五年大分県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「法第七条第一項、法第九条第一項及び法第十一条第一項」を「第七条第一項、第八条、第十条第一項及び第十九条」に改める。

第三条の見出し中「場所」を「方法」に改め、同条中「第八条」を「第九条」に、「農林水産部漁業管理課において行う」を「インターネットを利用する方法及び書面を閲覧する方法による」に改める。

第四条の見出しを「（書面の閲覧時間等）」に改め、同条第一項及び第二項中「登録簿」を「書面の登録簿」に改め、同条第三項中「ときは、」の下に「第一項の」を加え、「掲示する」を「インターネットを利用する方法及び書面を掲示する方法で公表する」に改める。

第五条の見出しを「（書面の閲覧手続）」に改め、同条中「登録簿」を「書面の登録簿」に改める。

第六条の見出し中「持出し」を「書面の持出し」に改め、同条中「登録簿」を「書面の登録簿」に改める。

第七条の見出し中「閲覧」を「書面の閲覧」に改め、同条中「登録簿」を「書面の登録簿」に改め、同条第二号中「き損し」を「毀損し」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第十二号

漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則の一部を改正する規則

漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則（昭和四十八年大分県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第二条第一項中「若しくは認可」を「認可、認定若しくは更新」に、「掲げる申請書」を「定める申請書」に改め、同項第三号中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改め、

同項第四号中「工作物の建設又は改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）に係る」を削り、「の許可」の下に「（工作物の建設又は改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）に係るもの）」を加え、同項第五号中「土砂の採取に係る」を削り、「の許可」の下に「（土砂の採取に係るもの）」を加え、同項第六号中「土地の掘削又は盛土に係る」を削り、「の許可」の下に「（土地の掘削又は盛土に係るもの）」を加え、同項第七号中「汚水の放流又は汚物の放棄に係る」を削り、「の許可」の下に「（汚水の放流又は汚物の放棄に係るもの）」を加え、同項第八号中「水面又は土地の占用に係る」を削り、「の許可」の下に「（水面又は土地の占用に係るもの）」を加え、同項に次の四号を加える。

- 十 法第四十二条第一項の認定 漁港施設等活用事業の実施計画認定申請書（第十号様式）
- 十一 法第四十三条第四項の認定 漁港施設等活用事業の実施計画変更認定申請書（第十号様式）
- 十二 法第五十五条第二項の許可 漁港水面施設運営権の移転許可申請書（第十二号様式）
- 十三 法第五十七条第二項の更新 漁港水面施設運営権の存続期間更新申請書（第十三号様式）

第二条第二項中「の各号」を削り、同項ただし書中「場合は、」を「場合（前項第九号の

協議により許可を要しないとされた行為について、継続してその適用を受けるため協議しようとする場合を含む。）は、図書の添付を」に改め、同項第三号ロ中「工事を伴う場合における」を削り、「許可」の下に「で工事を伴う場合」を加え、同号チ中「原形のまま使用する場合における」を削り、「許可」の下に「で原形のまま使用する場合」を加え、同号リ中「工作物の建設又は改良を行う場合における」を削り、「許可」の下に「で工作物の建設又は改良を行う場合」を加え、同号ヌ中「工作物の建設及び改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）を行う場合における」を削り、「協議」の下に「で工作物の建設及び改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）を行う場合」を加え、同号ル中「土砂の採取を行う場合における」を削り、「協議」の下に「で土砂の採取を行う場合」を加え、同号ヲ中「土地の掘削又は盛土を行う場合における」を削り、「協議」の下に「で土地の掘削又は盛土を行う場合」を加え、同号ワ中「汚水の放流又は汚物の放棄を行う場合における」を削り、「協議」の下に「で汚水の放流又は汚物の放棄を行う場合」を加え、同号カ中「原形のまま水面又は土地の占用を行う場合における」を削り、「協議」の下に「で原形のまま水面又は土地の占用を行う場合」を加え、同号ヨ中「工作物の建設又は改良を伴う水面又は土地の占用を行う場合における」を削り、「協議」の下に「で工作物の建設又は改良を伴う水面又は土地の占用を行う場合」を加え、同号に次のように加える。

タ 前項第十号及び第十一号の認定にあつては、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号。以下この号において「規則」という。）第三十七条に規定するもの

レ 前項第十二号の許可にあつては、規則第四十三条各号に掲げるもの

ソ 前項第十三号の更新にあつては、規則第四十六条第二項各号に掲げるもの

第三条中「者又は」を「者若しくは」に改め、「した者」の下に「又は法第六十五条の協議をした者」を加え、「第十号様式」を「第十四号様式」に改める。

第四条中「若しくは認可」を「認可、認定若しくは更新」に、「掲げる届出書」を「定める届出書」に改め、同条第一号中「第十一号様式」を「第十五号様式」に改め、同条第二号中「認可」の下に「認定」を加え、「第十二号様式」を「第十六号様式」に改める。

第五号中「第八号」を「第九号」に改める。

第一号様式中
住 所
申請者
氏 名
（法人にあつては、その名称、代表者）

「の氏名及び主たる事務所の所在地」を

申請者 住 所
氏 名

（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

に「漁港漁場整備法」を「漁港及

び漁場の整備等に関する法律」に

添付図書

位置図、土地地形図、漁港管理者の意見書、実測平面図」を

添付図書 位置図、土地地形図、漁港管理者の意見書、実測平面図」に改める。

第二号様式中

住 所
申請者 氏 名

（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

を

申請者 住 所
氏 名

（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

に「漁港漁場整備法」を「漁港及

び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第三号様式中

住 所
申請者 氏 名

（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

を

申請者 住 所
氏 名

（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

に「漁港漁場整備法第38条」を

「漁港及び漁場の整備等に関する法律第38条第1項」に改める。

第四号様式から第八号様式までの規定中

「申請者 住所

(ふりがな)

氏名

生年月日 年 月 日

法人にあつては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名

「申請者 住所

氏名

(法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地)

「漁港漁場整備法」及び「漁港及び漁場の整備等に関する法律」並びに「私」及び「申請者」並びに「この度の申請を行うに
当たり」と並びに

第十二号様式中

「協議者 住所

氏名

住所 氏名

「印」

「漁港漁場

整備法」及び「漁港及び漁場の整備等に関する法律」並びに「種類欄」及び「(1) 種類欄」

並びに「2 数量欄」及び「(2) 数量欄」並びに「3 方法欄」及び「(3) 方法欄」並びに「図表及び添付図書の添付図書

・ 位置図、土地地形図

・ 工作物の建設及び改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）を行う
場合にあっては、工事計画説明書、設計書、実測平面図、断面図、構造図及び
求積図

・ 土砂の採取を行う場合にあっては、採取数量計算書、実測平面図、断面図
及び求積図

・ 土地の掘削又は盛土を行う場合にあっては、実測平面図、断面図及び求積
図

・ 汚水の放流又は汚物の放棄を行う場合にあっては、放流（放棄）数量計算
書及び放流（放棄）の増所を明示した実測平面図

・ 原形のまま水面又は土地の占用を行う場合にあっては、実測平面図及び求
積図

・ 工作物の建設又は改良を伴う水面又は土地の占用を行う場合にあっては、
設計書、実測平面図、断面図、構造図及び求積図

第十二号様式中

「届出者 住所

氏名

住所

(法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地)

「届出者 住所

氏名

(法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地)

「漁港漁場整備法の規定に基づ

く許可に関する規則」及び「漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する
規則」並びに「お届けします」及び「届け出ます」並びに「付け漁港第 号」及び「付け
第 号」並びに「図表及び第十二号様式」

第十二号様式中

「申請者 住所

(ふりがな)

氏名

生年月日 年 月 日

法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

「届出者 住所

氏名

「漁港漁場整備法の規定に基づ

(法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地)

く許可に関する規則」及び「漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する
規則」並びに「お届けします」及び「届け出ます」並びに「指令漁港第 号」及び「指
令第 号」並びに「私」及び「届出者」並びに「この度の申請を行うに当た
り」と並びに「申請者に」及び「届出者に」並びに「図表及び第十二号様式」

第十二号様式中

住所
届出者 氏名

（法人にあつては、その名称、代表者）
の氏名及び主たる事務所の所在地

「届出者住所氏名

（法人にあつては、その名称、代表者）
の氏名及び主たる事務所の所在地

「届出者住所氏名」及び「漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則」や「漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則」並びに「お届けします」並びに「付け漁港第号」及び「付け第号」に改め、同様式を第十四号様式とする。

第九号様式の次に次の四様式を加える。

第10号様式(第2条関係)

漁港施設等活用事業の実施計画認定申請書

年月日

大分県知事 殿

申請者 住所

氏名
（法人にあつては、その名称、代表者）
の氏名及び主たる事務所の所在地

次のとおり漁港施設等活用事業の実施計画の認定を受けたので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第42条第1項の規定により、認定の申請をします。

1	実施計画の概要
2	添付書類の目録

- 添付図書
- 位置図、土地地形図
 - 漁港施設等活用事業の実施に関する計画
 - 漁港施設等活用事業の写し又は登記事項証明書
 - 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書
 - 漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料
 - 漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類
 - 活用事業施設の設置を行う場合にあつては、当該施設の平面図、縦断面図、横断面図、構造図その他の当該施設の構造を示す図面
 - 活用事業施設の設置を行うとともに実施計画に法第42条第4項第1号に掲げる事項を定める場合にあつては、漁港施設の形質の変更の内容を明らかにする図面
 - 活用事業施設の設置を行うとともに実施計画に法第42条第4項第2号に掲げる事項を定める場合にあつては、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土をしようとする漁港の区域内の水域又は公共空地の場所を示す図面
 - 法第50条第1項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定を受けようとする場合にあつては、申請者が法第51条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第11号様式(第2条関係)

漁港施設等活用事業の実施計画変更認定申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、代表者〕
の氏名及び主たる事務所の所在地

次のとおり漁港施設等活用事業の実施計画の変更の認定を受けたので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第43条第4項の規定により、認定の申請をします。

1	実施計画の変更理由	
2	変更の概要	
3	添付書類の目録	

添付図書

- 位置図、土地地形図
- 漁港施設等活用事業の実施に関する計画
- 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書
- 漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料
- 漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類
- 活用事業施設の設置を行う場合は、当該施設の平面図、縦断面図、横断面図、構造図その他の当該施設の構造を示す図面
- 活用事業施設の設置を行うとともに実施計画に法第42条第1号に掲げる事項を定める場合にあつては、漁港施設の形質の変更の内容を明らかにする図面
- 活用事業施設の設置を行うとともに実施計画に法第42条第4項第2号に掲げる事項を定める場合にあつては、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占有を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土をしようとする漁港の区域内の水域又は公共空地の場所を示す図面
- 法第50条第1項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定を受けようとする場合にあつては、申請者が法第51条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第12号様式(第2条関係)

漁港水面施設運営権の移転許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、代表者〕
の氏名及び主たる事務所の所在地

次のとおり漁港水面施設運営権の移転を受けたので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第55条第2項の規定により、許可の申請をします。

1	移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港水面施設運営権者の氏名又は名称	
2	移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間	2-1 漁港施設等活用事業の内容 2-2 漁港施設等活用事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
3	移転を受けようとする漁港水面施設運営権の水域	
4	移転を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間	年 月 日 ～ 年 月 日
5	移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画	5-1 資金計画及び収支計画の概要 5-2 資金計画及び収支計画の参考資料
6	その他必要な事項	
7	添付書類の目録	

備考

(1) 上記3について、移転を受けようとする漁港水面施設運営権の水域の所在市町村名及び漁港名並びに面積を記載するほか、当該水域の場所を位置図を示すこと。も記載すること。

(2) 上記6について、漁港水面施設運営権の移転を受ける理由についても記載すること。

添付図書

- 位置図、土地地形図
- 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書
- 申請者が法第51条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする書類
- 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類
- その他知事が必要とする書類

第13号様式(第2条関係)

漁港水面施設運営権の存続期間更新申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住所

氏名

〔法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

次のとおり漁港水面施設運営権の存続期間を更新したいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第57条第2項の規定により、申請します。

1	申請者の氏名及び名称	
2	存続期間の更新を申請する漁港水面施設運営権	2-1 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容
		2-2 漁港施設等活用事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
		2-3 漁港水面施設運営権の水域 漁港 (m ²)
		2-4 漁港水面施設運営権の存続期間 年 月 日 ～ 年 月 日
3	漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けようとする期間	年 月 日 ～ 年 月 日
4	添付書類の目録	

添付図書 ・ 位置図、土地地形図
・ 申請者が法第51条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
・ 従前の存続期間における漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実績を説明する書面

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

大分県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第十三号

大分県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大分県建築基準法施行細則（昭和四十六年大分県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「建築主事」の下に「若しくは建築副主事（以下「建築主事等」という。）」を加える。

第三条第一項中「第七条の三第二項」を「第七条の三第一項」に改める。

第十四条第六号及び第十六条から第十九条までの規定中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第二十二条中「の規定により地域若しくは」を「に規定する地域又は」に、「法第五十二条第一項又は第二項、法第六十一条又は法第六十二条第一項」を「第五十二條第一項若しくは第二項又は第六十一条第一項」に改める。

第三号様式から第九号様式までの規定中「漁港主事」を「漁港主事等」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第十四号

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「衛生関係事務の項」を「衛生関係事務の部」に、「産業科学関係事務の項」を「産業科学関係事務の部」に、「計量関係事務の項」を「計量関係事務の部」に

令和六年三月二十九日

大分県報号外（規則）

改める。

別表の介護保険法関係事務の部の指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料の項を削り、同表の高圧ガス関係事務の部中「高圧ガス製造者許可手数料」を「高圧ガス製造者許可申請手数料」に、「高圧ガス製造施設等変更許可手数料」を「高圧ガス製造施設等変更許可申請手数料」に、「高圧ガス第一種貯蔵所設置許可手数料」を「高圧ガス第一種貯蔵所設置許可申請手数料」に、「高圧ガス第一種貯蔵所変更許可手数料」を「高圧ガス第一種貯蔵所変更許可申請手数料」を「容器検査所登録又は登録更新手数料」を「容器検査所登録又は登録更新申請手数料」に改め、同表の液化石油ガス関係事務の部中「販売事業者登録手数料」を「販売事業者登録申請手数料」に、「保安機関認定更新手数料」を「保安機関認定申請手数料」に、「保安機関認定更新手数料」を「保安機関認定更新申請手数料」に、「保安機関一般消費者等数増加認可手数料」を「販売事業者認定申請手数料」に、「貯蔵施設等設置許可手数料」を「貯蔵施設等設置許可申請手数料」に、「充てん設備変更許可手数料」を「充てん設備許可申請手数料」を「貯蔵施設等変更許可申請手数料」に、「充てん設備許可申請手数料」を「充てん設備許可申請手数料」に、「充てん設備変更許可申請手数料」を「充てん設備変更許可申請手数料」に改め、同表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務」に改め、同表の警備業関係事務の部の認定証再交付手数料の項を削り、同部の認定証更新手数料の項中「認定証」を「認定」に改め、同部の認定証書換え手数料の項を削り、同表の探偵業関係事務の部を削り、同表の自動車運転代行業関係事務の部の認定証再交付手数料の項及び認定証書換え手数料の項を削る。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

大分県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第十五号

大分県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

大分県労働委員会事務局組織規則（昭和三十一年大分県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「主査」の下に「、専門幹」を加え、同条中第九項を第十項とし、第八項

の次に次の一項を加える。

9 専門幹は、上司の命を受け、班の事務を処理する。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。